

## 別表第2

### 認定申請書の添付書類一覧表

#### 1 個人（成年者）のとき

(1)	住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）が記載されたものに限る。）
(2)	心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者に該当しない者であることを証する書類として規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面</li> <li>・精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載したのものに限る。）</li> </ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等の損害を賠償する書類として国土交通省令で定めるもの（保険契約書の写し又は共済契約書の写し）</li> <li>・随伴用自動車の任意自動車保険契約書等の写し（任意）</li> </ul>
(4)	選任する安全運転管理者等が内閣府令で定める要件を備えていることを証明する書類として規則で定めるもの [必須] 住民票の写し（個人番号カードの提示を受けた場合を除く。） ※個人番号カードの提示を受けた場合は、可能な限り、その表面の写しの提出を受けること（この際、個人番号カードの裏面の写しを作成してはならない）。 [いずれか] 自動車の運転管理経歴書、資格認定証明書の写し、教習終了証明書の写し [任意] 運転免許証の写し
(5)	随伴用自動車の車検証の写し（任意）

#### 2 個人（未成年者）のとき

(1)	1 に掲げる書類
(2)	営業に関し、成年者と同一の能力を有することが分かる書類 （未成年者の登記事項証明書）
相続人のとき	
(3)	相続人であることを法定代理人が誓約する書面
(4)	法定代理人に係る1（1）及び1（2）に掲げる書類

#### 3 法人のとき

(1)	1 に掲げる書類（ただし、1（1）及び（2）は役員のもの）
(2)	法人の登記事項証明書
(3)	定款又はこれに代わる書類
(4)	役員の名簿及び住所を記載した名簿